



平成25年4月12日

各 位

会 社 名 株式会社ベスト電器
代表者名 代表取締役社長 小野浩司
(コード番号 8175東証第1部、福証)
問 合 せ 先 執行役員 人事教育部長
兼総務部長 西野輝義
(TEL. 092 - 643 - 6828)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年4月12日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成25年5月23日開催予定の第60期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、第2条（目的）につきまして、事業目的を一部変更及び追加するものであります。
- (2) 経営体制の充実強化に備えるため、第19条（取締役の員数）を10名以内より15名以内に変更するものであります。
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、第23条（取締役会の招集権者および議長）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年5月23日（予定）
定款変更の効力発生日	平成25年5月23日（予定）

以上

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気器具、住宅設備機器、情報通信機器、事務用機器、電子計算機器、<u>レコード</u>、<u>楽器</u>およびこれ等に関連する物品の販売並びに付帯工事および修理</p> <p>(2) 前号物品の<u>賃貸借</u></p> <p>(6) <u>薬品、医薬部外品、毒物、劇物、化粧品、食品</u>、酒類、日用品雑貨の販売</p> <p>(8) 貴金属、宝石、美術品、皮革製品、袋物、眼鏡、精密機器類、台所用品、食器類、寝具、家庭用マシン、室内装飾品、一般建築資材、工具類、塗料、エクステリア製品（門柱、塀、フェンス等）、園芸用品、植木、生花および肥料の販売</p> <p>(9) <u>前各号の物品卸売業および物品輸出入業</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役会および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役は、<u>1 0 名</u>以内とする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 2 3 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気器具、住宅設備機器、情報通信機器、事務用機器、電子計算機器、<u>太陽光発電設備、充電設備、音楽及び映像を録音録画した商品</u>、<u>楽器</u>およびこれ等に関連する物品の販売、<u>手数料収入</u>並びに付帯工事および修理</p> <p>(2) 前号物品の<u>レンタル業及び卸売業</u>並びに輸出入業</p> <p>(6) <u>医薬品、医療器具、計量器</u>、化粧品、食品、酒類、日用品雑貨の販売並びに<u>薬局の経営</u></p> <p>(8) 貴金属、宝石、美術品、皮革製品、袋物、眼鏡、<u>時計</u>、精密機器類、台所用品、食器類、寝具、家庭用マシン、室内装飾品、一般建築資材、工具類、塗料、エクステリア製品（門柱、塀、フェンス等）、園芸用品、植木、生花および肥料、<u>ペット用品</u>の販売</p> <p>(9) <u>電気通信事業法に定める電気通信事業、情報処理サービス業および情報提供サービス業</u>並びにインターネット付随サービス業</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役会および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役は、<u>1 5 名</u>以内とする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 2 3 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは取締役副会長が、取締役副会長に欠員または事故があるときは取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>